

議案第14号

愛西市都市公園条例の一部改正について

愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による都市公園法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第14号

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例

愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」を「第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項」に、「並びに第18条」を「、第18条並びに第27条第5項及び第6項」に改める。

第1条の次に次の4条を加える。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- （1） 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- （2） 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- （3） 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよ

うに配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準に係る割合等)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

第8条第1項中「者は」を「者から」に改め、「期間が3月を超えない場合においては、」を削り、「際)に」の次に「別表に定める額の使用料を」を加え、同条第2項中「する」を「することができる」に改め、同条第3項を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示事項等)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、愛西市公告式条例（平成17年愛西市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。

(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を公告すること。

3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を掲示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき当該工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第13条中「第10条」を「第11条の2」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分		単位	使用料（単位：円）
公園施設を設ける場合		1 平方メートル 1 年につき	Aに100分の4.5を乗じて得た額
公園施設を管理する場合	土地	1 平方メートル 1 年につき	Aに100分の4.5を乗じて得た額
	建築物	1 平方メートル 1 年につき	Aに100分の4.5を乗じて得た額及びBに100分の4.5を乗じて得た額の合計額
都市公園を占用する場合		愛西市道路占用料条例（平成22年愛西市条例第23号）第2条に規定する額	
都市公園において行為をする場合	行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき	23
	業として写真又は映画を撮影する場合	1 日につき	400
	興行を行う場合	1 平方メートル 1 日につき	23
	展示会その他これらに類する催しを行う場合	1 平方メートル 1 日につき	23

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 2 面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された評価額を表すものとする。
- 4 Bとは、公有財産台帳評価額を表すものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。